

平成26年9月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月11日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	企画課長 関富夫君
財政課長 関利幸君	税務課長 鈴木克己君
市民課長 渡辺茂雄君	介護健康課長 大鐘裕之君
生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君	福祉課長 花ヶ崎善一君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 酒井清彦君	水道課長 岩瀬健一君
会計課長 岩瀬義博君	教育課長 軽込貫一君
社会教育課長 菅根光弘君	総務課職員係長 君塚恒寿君
総務課秘書係長 軽込一浩君	総務課消防防災係長 神戸哲也君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議事日程

議事日程第3号
第1 一般質問
第2 休会の件

開 議

平成26年9月11日（木） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木克己議員。

〔2番 鈴木克己君登壇〕

○2番（鈴木克己君） 皆さん、おはようございます。今朝未明には、雷と集中豪雨のような物すごい雨が降りまして、朝のニュースでも南房総市のほうでは90ミリ降ったというニュースが流れました。また、昨日、昼間も40ミリ降ったというニュースも流れていました。市長を初め執行部の皆さんには、警報も出たということで、大変お疲れかと思いますが、一般質問を始めさせていただきます。会派新創かつらの鈴木でございます。一般質問2日目になります。今日は、私以下3名、都合4名登壇いたしますが、先陣を切って、私から質問をさせていただきます。

今回の質問は、勝浦市の民俗、歴史資料並びに市指定文化財の保護と活用についてであります。

勝浦市総合計画第2次実施計画は、平成26年度から28年度の3カ年の事業実施のための計画となっております。この計画の第4節、次代を担う人と文化を育むまちづくりの中の伝統文化の保存と芸術文化の振興の施策の展開という項目に、文化財の保護と活用とあります。そこに記載されている内容は、「文化財のより適正な保存と新たな発見に努めます。また、文化財の見学会などの開催により、市民の文化財に対する関心を高めるとともに、観光資源として有効に活用します」とあり、これに基づく事業が計画されております。

平成18年3月に、勝浦市の文化財という冊子が発行され、この冊子の中には、写真入りで個々の指定文化財が詳細に紹介されております。さらに、この冊子が発行された以降に指定されたものを含め、現在、勝浦市には国指定文化財1件、国登録文化財が2件と、県指定文化財7件及び県記録選択文化財1件など、国・県指定文化財と市指定文化財として22件が登録されています。

市では、以前に市の歴史的な各種調査を実施した経緯があり、このときの調査などに関連し、歴史民俗資料として歴史的価値の高い農業、漁業に関する機具や生活で活用した機具等を収集し、保管をしているものと思いますが、これら歴史的価値の高い資料などを市の財産として活

用していくことが望まれます。

さらには、市指定有形文化財である勝浦区3町、上本町、仲本町、下本町所有の祭り屋台の彫刻は、作成当時、江戸で最も有名だった彫り物大工三家の中の嶋村家8代嶋村俊表や嶋村俊正らの作品であることと、西東京市田無神社本殿彫刻が嶋村俊表の代表的な彫刻であることから、これがご縁で西東京市との友好都市締結がされたことはご承知のとおりであります。

また、同時代の彫刻師、後藤義光や4代武志伊八信明などの作品も市内には多く存在していることが確認されています。

これら歴史的価値の高い民俗資料や江戸期の彫刻などを市の活性化のために活用できるのではないかとことから、以下の点についてお聞きします。

1、歴史民俗資料として収集した農漁業機具や生活器具、さらには市内で出土した土器等が現在どのように保管され、また、歴史学習などでどのように活用されているのか。

2、総合計画第2次実施計画で計画されている施策としての「文化財の保存と活用」について、観光資源としての活用を含め、どのように対応する考えか。

3、勝浦区所有の祭り屋台は、昨年度、区において格納庫を建設し収納されておりますが、秋祭りだけの屋台ではなく、市の観光資源として活用することもできると思っておりますが、見解をお伺いします。

4、平成20年12月議会の一般質問で、勝浦市歴史民俗資料館設置についての質問があり、当時の答弁では、設置について前向きに検討するとありましたが、その後、資料館設置について、どのように検討されてきたのか。また、勝浦市芸術文化交流センターが12月に開館いたしますが、このセンター内での歴史資料などの展示公開も可能と考えています。

今後の歴史資料取り扱いについて、どのように取り組むのかお聞きいたします。

以上で登壇による質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 教育長から答弁を求めます。藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの鈴木議員の一般質問に対しお答えします。

1点目の歴史民俗資料として収集した器具、土器等がどのように保管され、また、歴史資料など活用されているかについてであります。器具の保管につきましては、元行川小学校と興津公民館で防虫剤と防湿剤を用いて保管しており、また、土器等につきましては、元行川小学校と市役所で保管しております。

歴史学習などの活用といたしましては、近世の農機具や漁具などの古民具及び縄文時代や奈良時代などの土器を小学校に貸し出しして、社会科の歴史教材資料として活用しております。

2点目の文化財の保存と活用についての対応についてであります。市内の文化財などを巡る歴史探索としてのハイキングコースやサイクリングコースをコピービクターセンターや市のホームページなどで紹介して活用を図っております。

今後は芸術文化交流センターのホワイエなどを利用して文化財の展示や、市内の文化財を見学する郷土歴史探訪などを市民向けに企画してまいりたいと考えております。

3点目の勝浦区所有の祭り屋台を市の観光資源として活用することについてであります。議員ご承知のように、勝浦区3町所有の祭り屋台の彫刻は、江戸で最も有名な彫り物大工三家の一つである嶋村家の8代目、嶋村俊表と嶋村俊正などの作品とされており、市の有形文化財

にも指定されております。これら文化財につきましても、観光資源の一つとして活用できるものと思われませんが、不特定多数の方々に貴重な彫り物を一般公開するとすると、安全性などの問題もあり、展示方法や場所、また収納庫におけるセキュリティーなど、勝浦区3町関係者と協議、検討してまいりたいと考えます。

4点目の資料館設置についてであります。過去に行川小学校が興津小学校に統合するに当たり、空き校舎となる行川小学校の校舎を歴史民俗資料館とする案が検討されましたが、市民会館の取り壊しに伴い、行川小学校の校舎をビッグひな祭りの会場として活用することとなったため、これまで歴史民俗資料館としての活用には至っておりません。

今後の歴史資料の取り扱いにつきましても、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、後世に継承していく必要があることから、施設を確保したく、将来的には勝浦若潮高等学校の施設利用も視野に入れながら、当面の間、芸術文化交流センターを利用して、文化財をなるべく公開できるよう取り組んでまいります。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 総体的な、観光も含めての教育長の答弁、ありがとうございました。非常に前向きに考えていただけるというような内容ですので、なかなか掘り下げて質問するのは難しい部分が出てきましたけど、まず、確認をさせていただきたいことがあります。1番目から順次質問させていただきますが、まず、歴史民俗資料として、過去に市民に協力依頼して、農機具であるとか漁具であるとか、また、昔の生活に活用したものが、各蔵に眠っていたり、農家の納屋にあったりということで、過去の勝浦市の農業がどのようなであったか、また漁業がどのようなであったかということについては、そういうものが歴史的に残っているということで、これからの勝浦市の市文化を表に出した上で、それを勝浦の活性化につなげるという一つの方法もあるのではないかと質問なんです。そういう中において、収集した漁具、器具、現在、行川小や興津公民館、土器については市役所などで保管をしている状況ですが、その保管状況によっても、せっかく善意で出していたものが朽ちてしまうことも考えられます。

1つとして、どのような種類のものが、大ざっぱな数字でいいですけど、何点ぐらいあるのか、例えば農機具であれば、農機具のこんなものが何点ぐらいあるよというものが数字で出ておりましたら、ご紹介していただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。古民具関係についてでございますけれども、大きく分けまして、農機具と漁民具というような区分けで保管しております。農機具につきましては、脱穀機とかそういうものがございまして、漁具については網とか潜水具、そのほかに織機とか馬具、昔は馬を使って農耕作業をやっておりましたので、そういうたぐいのものが、それぞれ種類ごとに正確な集計がなされていないので、トータルとして490点ほど市民の方から寄附をいただいて保管しております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 私も一度見たこともあるんですが、以前は名木小の空き教室とか勝浦小の空き教室などに置いてあって、これは教科で使っていたようなんですが、私も拝見したことはあります。ただ、その時点で既に農機具なんかはほとんど木でできていたものなので虫が入っ

たり、非常に朽ちていた部分も多いようなのですが、今、保管状況としてはそのまま入っているのか、防虫剤を入れてあるということですが、その辺も具体的に、行川小であれば、ほとんど人が入っていますので、1教室、どこかあるんでしょうけど、その保管の詳しい状況がわかれば、お聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。保管の状況でございますけれども、行川小学校の校舎の脇に倉庫がございまして、そこをメインに限られたスペースの中でありまして、平積みにしてあります。また、興津公民館も、以前公民館の隣に農協から寄附をいただいた建物がありますので、その中に平積みして保管してあるという状況でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） ありがとうございます。そういうふうなことで、490点という相当多くのものが保管されている。なぜこのところを聞くかといいますと、以前に、協力をして、自分の家にあった農機具等を、その時点ではそこそこの形でまだ使える状況であったものを、市のほうでそういうものを収集しているからということで寄附をした方が、その後、そのものはどうなっているのかと、市に寄附したけど、見たことないよということで、それはもう廃棄されちゃったんですかねという問い合わせがあったんです。私も以前見たことはあるので、それは市のほうできちっと保管してありますということは答えてあるんですけど、それを何のために市が収集したのか。今後、活用するからということで話があったということでもありますので、もう出してから10年以上たっているようですので、その間、どういうところで、どういうふうに使われているのか。自分の家に必要がないので出したのだと思いますが、それが市の中でどういうふうに使われているのかということ非常に危惧している方もおりましたので、市としては、受けたからには、いろいろな諸事情があるとは思いますが、大きなものを展示する場所もなかなかないので難しいと思いますが、例えば写真におさめてそれを冊子にするなり、後で出てきますけど、市の文化財という冊子があります。これは古民具なり漁具、昔はこういうふうに使われていたんだよというものが紹介されてくると、出した人も非常に有効に使われているということになるかと思えます。現物を展示するのはなかなか難しい部分もありますので、そういうものを市の歴史として、何らかの形で学習のほうで使ってもらえればということもありますので、その辺について、先ほどの教育長答弁では、いろいろ展示もしていくということを言っていますが、今後、そういうことも含めて、古民具、農機具、漁民具、市民から集めたものを含めて、どのように対応していくお考えかお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。今後の古民具の活用の考え方でございますが、先ほど教育長答弁でありましたように、学校、昨年、具体的に申し上げますと、勝浦小学校に社会教育の歴史の学習の一貫で古民具をお貸しした経緯がございます。これは農機具、民具ではないんですけども、守谷で発掘されました長網横穴墓群の鉄剣、そういうものを清海小学校の家庭教育学級にお貸ししたというような経緯もございます。いずれにしましても、農機具一つとっても、比較的大きいものがございますので、全てある一定の場所で展示するというのはなかなか難しいと思っておりますので、議員のおっしゃいました写真におさめて一つの冊子にして、

市民の方たちに公表していくというのは、私個人的にはすばらしい考えであると思いますので、確かに古民具、昔の貴重な文化財の一つでございますけども、移動するときかなり損傷するというようなことも懸念されますので、今後、部分的に小さいものについては、市役所のロビーとか、新しくできる交流センターのエントランスを入ったところにホワイエと、大きなスペースがございますので、その場所にガラスケース、ショーケースの中に納まるものであれば展示していくというようなことで、せっかくだいたいな大事な農機具、漁具でございますので、今後、一歩ずつ、少しずつになりますけども、公表していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 今後、活用していく方向だということの確認がとれましたので、集めたものをそのままにしておけば、幾ら防虫剤をやったりしても、虫が入ったり、経年劣化していくのは当然なんで、早いうちにその辺を写真におさめるなり、そういうふうに対応していただければというふうに思います。

次の総合計画にうたわれている内容、総合計画というのは、市の一番基幹となる計画でして、それをさらに実施計画ということで、今年度から3年間、28年度までの事業が盛られております。その中に、先ほどもお話しましたが、文化財の保存と活用ということで、1番目の質問とも重複しますが、この活用がうたわれています。その中に、文化財の見学会、また観光資源としての活用ということで、やはり勝浦にある文化財については、これまでも市教育委員会のほうでいろいろな対応をされて、平成18年3月に勝浦市の文化財という冊子が出ています。この冊子自体が、今どのように活用されているのか、お伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。文化財の冊子の活用でございますけれども、市民向けにはホームページでの紹介、また、窓口で有料配付をしております。また、いろいろ各種団体で、市の文化財の研究をする機会がありまして、そういうときには資料として提供をしております。社会教育課の中でも、各種団体の会議がございますので、必要に応じて冊子をお渡しして、資料として活用していただいている、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 勝浦市の歴史をとということで、私はそれほど詳しくはないのですが、この南房総地域についても、昔は勝浦市を中心にこの地域が栄えてきたということはいろいろな文献によって明らかになっています。そして、今年、小説になりましたお万の方の小説なども広く紹介されて、この中身を見ると、勝浦が日本の政治、江戸時代にまでさかのぼりますが、そこにまで影響しているということは、よく小説の中で紹介されてきていました。

そういうことから、今、経済状況を見ても、市長の昨日の答弁にありましたように、今の勝浦市は経済状況が非常に悪いというか、買い物をするにしても、周辺のいすみ市だの、大多喜町だの、鴨川市だのと、また、睦沢だの千葉だのとということで、購買圏が外に広がっていることもあります。過去には、勝浦を文化の中心とした地域づくりがあったということからしても、この勝浦というものを、もう一度世間に出していくことが、私は非常に重要なのかなど。観光面でもいろんなイベントを行って、そのときは集客が非常に高くありますが、なかなかリピー

ターの方がいない。イベントというのは、あくまでそのときだけの行事ですので、それをリピーターにつなげていくという苦勞も観光課を中心に行われていまして、最近では、勝浦タンタンメンで代表されるように、タンタンメンを食べにくるお客も非常に多くなっておりまして、私も実は宿泊業をやっております、必ずタンタンメンは聞かれます。そして、その場所も聞かれますし、おいしい店も聞かれます。私が個人的に行っているところは紹介しますが、そういうことで、地域に広めていくということは、それが一つの起爆剤になっているということでありまして、今回取り上げたのが文化財であります。そういう中において、先ほどの文化財の冊子、これは非常に中身が濃くて写真入りでわかりやすく書かれています。今お話を聞きますと、ホームページなり、これはカラー刷りで非常にいいものなので有料配付と。また、文化財の研究等で使われているということですが、これ自体をとっても、もうちょっと市民に広く活用していければと思いますし、また、これは子ども向けというか、小学生に見せても難しいと思いますので、これをもっと要約して、小学校の授業で使うこともできるのではないかと思います。過去にもそういう話はありませんでしたが、今後に向けてこういうものを学校教材に活用していくような考えができるのかどうか、それについてお伺いできればと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。文化財の冊子の学校での活用関係でございますけれども、今の冊子につきましては比較的大人向けではあります。中学生あたりになればある程度理解できると思いますけれども、小学生向けのものにつきましては、ダイジェスト版とかいろいろと作成方法はあると思いますけれども、教育委員会の中、あるいは文化財審議会の組織もございますので、そういうあらゆる関係の人たちと、どういう方法ができるのか、その辺を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 歴史というのは、自分の過去、勝浦の過去、以前のことを知って、勝浦がこういうまちであった、これからこういうまちになるんだということを知っていくために非常に大事な土台になるものではないかと考えていますので、そういう点で小学生時代の歴史教育の中にもぜひ取り入れて、我がまち勝浦はこういうまちだということを知っていただくことも非常に大事ではないかというふうに考えていますので、その辺の検討をよろしく願いいたします。

それでは、次に移りますが、特にこの文化財の中で、写真入りで出ています。明日から大漁祭りが始まりまして、既に3町の屋台が準備万端整って、今、シートをかぶせてありますけど、その屋台については、この屋台を見に来るお客が最近大分増えてきたということを聞いています。というのも、市内の彫刻の保存研究会の方たちによって、以前、ビッグひな祭りのときに1カ所展示をした経緯がありまして、そういうものを見た方が、それで終わっちゃったのということがあられるらしいんです。その彫刻を見るにはどこに行ったらいいかということも聞かれるらしいんですが、通常、この大事な彫刻は展示していませんので、お祭りのときには出ますよということで、そのお祭り、勇壮なみこしを見に来る方も相当多いのですが、屋台の彫刻を見にくる方が相当増えているというお話を聞いています。相当といっても、1万、2万という数字じゃなくて100、200ぐらいの数字ではありますけど、そういう方がいるということは事実としてはあるようです。

そしてまた、皆さんご承知でしょうけど、昨年、勝浦区の所有地、朝市の駐車場にしていたところに屋台をそのまま入れておける建て屋を勝浦区で建設して、現在2台入っていて、将来的には3台入れるということでもあります。この屋台についても、私は上野地区なので直接にはかかわっていませんが、お祭りの1週間ぐらい前に、それぞれの倉庫から出してきて、これを毎回毎回組み立てをしていました。そして、この彫刻も貴重なもので、相当丁寧に扱っているんですけど、毎回毎回、つくって壊して、つくって壊してを繰り返しているうちに傷みも出てくるということと、もう一つは、屋台を組み立てる人がだんだん少なくなってきて、組み立てに労力が相当かかるということの中から、区のほうでいろいろ検討した結果、そのまま収納できる収納庫をつくらうということで建設したようです。

この建設についても、昨年、補正予算で屋台の保管庫ということで若干の補助がありまして、表書きの字は市のほうで出した補助金でつくったということもありますが、この屋台は、先ほども紹介しましたように嶋村俊表、嶋村俊正という、当時の日本一、二を争う彫刻家が彫ったものだということで、西東京市との友好関係、西東京市の田無神社へ私も行きましたけど、物すごい彫刻があります。これも西東京市の宝として保存、神社の本殿の中にあるものですから神社所有なんですけど、この勝浦の屋台については、遠見岬神社のものかと私は思っていたんですが、これは遠見岬神社のものではなくて、3町、勝浦区のものだということで、前回補正予算の中でちょっと話題になりました御霊が入っている入っていないという話と、神社の所有物かどうかという話等ありましたが、これはあくまで勝浦区の所有物であって、神社とは一線を画しているというものだそうです。

そういう中において、明日からお祭りが始まりますけど、祭り期間4日間、実際には屋台は2日間ですが、そこだけで一般に披露しているというのも、私個人としては非常にもったいない話だなと。県内では大きな屋台があるところは佐原の屋台が非常に有名ですが、佐原市に行っても屋台会館がありまして、常時屋台が見られるということがあります。また、ほかの大きなお祭りのところに行けば、それぞれ格納されていますが、そういうお祭りの屋台会館なりが整備されていまして、常に地域のお祭りが拝見できる施設があるものです。勝浦にとっては、今までそういうものがなくて、今後、屋台会館をどうのこうのという話は、今しませんが、そういうふうに展示をしていけば、活用できるのではないかというふうな考えを持っていますが、その辺は観光課長さんの私見でも結構ですが、どういう考えがあるかお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、確かに屋台というのはすばらしい彫刻で、観光資源の一つというふうに、私も考えております。ただ、先ほども議員がおっしゃったように、お祭りのときには全て3町の屋台はご披露ができていたのですが、お祭りが終わった後、以前は上町と下町だけが収納庫にあって、仲町は入れていないというように聞いておりました。今後は、今おっしゃったように仲町のほうも収納庫に入れて3基あの中にそろえるということでございますので、でき得れば、今後イベント等に3町の関係者の方々と協議して、同意を得られれば、一般公開というか披露していくような考えでいきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 3区というか、これはごく一部の方との協議でもありますが、勝浦区のほう

も、今、格納庫ができて、いつでも形があるということを出すことはやぶさかではない。ただ、そのものが文化財でもあるし、非常に素晴らしい彫刻でもあるので、セキュリティというか、これを余り広く公表しちゃって何かあってもそれは困るんだと。区の所有物であるけど、区のほうだけでは管理はまずできないので、今の状況であれば、出すのは非常に難しいということもおっしゃっていました。ただ、これが地域のイベント、例えばビッグひな祭りのときなど2週間ほどやっていますけど、そういうときに特別に展示をしていただくような形等もとれると思いますが、そこには行政、市が絡まないと、市が責任を持ってやりますよということでない、これはオーケーが出ないと思いますので、市がこの屋台のお披露目について、積極的に研究していただきたいということをお願いしたいんですが、例えばイベントなどで使うときに、そういうセキュリティの問題、また警備の問題等を含めて、これを市の職員のボランティアだと非常に難しいので、専門的な警備等も含めて検討できるかどうか、お伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。確かにセキュリティ問題というのは、当然考えていかなければいけないと思っています。また、市としても、常時ということではなくて、こういったイベントにおいて本当にできるかというのも内部でも検討し、また、3町のほうともしっかり検討して、今申し上げましたように安全面、また人の管理面も含めて十分検討して、イベント等にも出していけるような方向で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） もう一つは、明後日かな、西東京市のほうでバスでこの屋台を見にくるというツアーが組まれるというようなことも聞いています。ただ、これを説明できる方がいない。要は俊表の作品ではあるんだけど、その俊表がどういう方だというのを、勝浦市内では1人か2人しかいないということですので、そういうことを展示するに当たっても、ただ見せて、これがそうですよというだけでは、展示するだけのものになってしまいます。今、市では歴史等、またイベントボランティアも含めて、市の行事のときにはガイドになる方を育成されて、それぞれ活躍しているようですので、ぜひともこれをつくるに当たっても、そういうガイド育成なども必要ではないかと思いますが、その辺は、市としてガイド育成の中で、こういう歴史的なものを追加していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今現在、勝浦市には勝浦市まち歩き観光ガイドという組織が発足しております。このガイドにつきましては、主に勝浦漁港から朝市周辺、また覚翁寺方面、高照寺方面を含めた町なかのガイド等しております。当然、この中では、彫り物関係とかそういった関係のガイドも勉強の中には入っております。ただ、屋台については、今のところ入っていないと聞いておりますが、今後はレベルアップをしながら、こういった屋台の関係も勉強して、ガイドできるようなそんな育成というのも考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） この勝浦3町の屋台に限らず、勝浦市内には、この嶋村の系列にもなる、一番有名な方は波の伊八と言われている初代の伊八ですが、勝浦にこの伊八の系統は4代、5代までありまして、もともと初代から勝浦市には非常に深いかかわりがあるんですが、その中で

も4代目の武志伊八郎信明が残した作品が市内に点在というか、たくさんあります。こういうものについて、インターネットでこの名前を入れるといっぱい出てきますので、それが鴨川市なりは特集でイベントを組んでいますし、この伊八を基本にして観光ルートがつくられていたりもして、こういうものについては、観光客みんながこれに興味を持つかという、そうでもないと思いますが、特に有名な伊八については、それなりのファンがかなり多いということで、勝浦市にもいっぱいあるけど、今のところ公表は余り積極的にはされていませんが、インターネットで拾った文献の中には、市内では荒川の熊野神社とか中島の神社とかいうのが、その写真も含めて紹介されているものがありましたし、もちろんロビーに展示されている勝浦のおみこしもこの伊八の作品でありますし、また、我が上野香取神社のみこしも4面が4代の伊八の作品でありますし、神社の後ろにある奥の院の彫刻も4代の伊八というのが明確になっておりまして、実は香取神社という冊子も出ていて、この中にも紹介をされています。また、遠見岬神社ももちろん伊八があります。

そういうことで、これは余り広めてしまうと、それぞれ作品ですので、盗難に遭ったりということで、その辺のことはいろいろあるようですけど、こういうものが市内にあるということで、これも一つの観光資源になるだろうということも考えていて、一昨年ですか、市の職員によって、市内の神社仏閣を調べて、そういうルートが一応できているように聞いていますが、表立って公表はされていないようですが、そういうものもあります。また、今、コピービジターセンターで電動自転車で周遊するコースなども組まれていますので、一つは、こういう歴史探索コースみたいなものを、先ほど社会教育課長のほうからもありましたけど、今後はそういうものも含めてこれを利用していきたいということもありました。すごく素晴らしいのが、勝浦市歴史探索コースという、これは冊子にはなっていないようですが、勝浦市内を6コースに分けて、歴史を探索できるコースが組まれています。これもインターネット上ではあるんですが、余り広く活用されていないようなんですが、社会教育課長、先ほどとまた同じようなことになってしましますが、これも非常に中身の濃いものですし、この辺をもうちょっと簡素化して、これを勝浦の観光も含めたコースに設定するというのはいかがなものでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。勝浦市の歴史探索コース、これにつきましては、実は平成20年に作成されたものでございまして、その作成された目的でございますけれども、ごく当たり前のことなんですが、勝浦市の祖先から受け継いできました文化財とすばらしい勝浦ならではの景観をハイキングコースに盛り込みまして、市民や観光客など多くの人たちに知ってもらおうとともに、後世に残さなければならないという遺産があるということのを再認識してもらい、そういうことを目的としてコースを策定したものでございます。今現在、ホームページをメインに紹介しておりまして、これも勝浦市のホームページからだんだんクリックしていかなければ発見できないというようなデメリットもございますので、一つの方法としてコピービジターセンターのほうにこの冊子をお渡ししまして、観光客の方にハイキングコースとして紹介していただく。また、コピービジターセンターのホームページにもあわせて職員に活用していただければということで考えております。

あと、実は毎年郷土の歴史探訪ということで、市外の主に千葉県内ですけれども、歴史的文化的施設の見学ということで実施しております。また、あわせて、親子の歴史散歩という

ことで、これは房総を中心といたしまして、親子で文化財、史跡などを探訪して、親子で郷土の歴史に触れるというような事業を実施しておりますので、比較的市外へ目を向けた事業でございますので、市内の人たちにこの歴史探索コースを歴史探訪コースといたしまして、もっともっと改めて市内の文化財、そういうものを知っていただく事業を来年度以降検討していきたいと考えております。そういうことによって、市民にとって、勝浦市にはこういうすばらしい文化財がある。また観光客も勝浦市にはこういうものがあるんだということを紹介していければと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） なぜこういう質問をしているかといいますと、それぞれ社会教育課なり教育課も観光商工課もそうです。個々ではいろいろ市の活性化に向けての事業、また社会教育に向けての事業を展開はしているんですが、どうも一つにつながっていない部分がありまして、もう一つは、いろいろいい冊子も出ているんですが、つくってはあるんだけど、それがどうも活用されていないなということから、寝た子を起こそうかなと思って、今回質問をさせてもらっているんですが、実際にこういう話も、それぞれ行政としてどこまでやるのかという部分もありますので、その辺はこれからの市の活性化を含めた形の中では十分に検討していただけるのかと思います。平成20年12月にこの本会議一般質問の中で、先輩議員がこの歴史民俗資料について、一度だけ質問をしています。そのときには、やはりそういう歴史民俗資料を表に出す形で資料館を建設したらどうかと。そのときは非常に前向きに検討しますというふうな内容になっていますが、それから時間がたつにつれて、いろいろなことがあって、当時は行川小学校跡地を検討しますということになっていりましたが、ビッグひな祭り、市民会館の問題等々あって、今までになってしまいました。これから先はやはり今まで話してきたとおり、この文化財なり資料を展示して、勝浦市もそうですが、市外の方にも見てもらって、勝浦市はこうだと、こういうものがあるんだということを広く展示していくことが必要ではないかと思えます。

先ほど教育長答弁の中では、12月に開館する芸術文化交流センター内での展示も含めて検討したいということですが、その先には、名前が出てきたので言いますけど、若潮高校があと2年で閉校になりますが、その後の検討についても、市長も考えているようなんですが、そういうところに文化財というか、そういう会館に当たるようなものをつくるような検討もされるようですので、ぜひとも今後、勝浦市の歴史を活用した地域づくりを進めていっていただきたいと思えます。

最後に市長にコメントをもらいますが、その前に一つ提案なんですけど、民俗資料月間とか、何とか月間、何とか週間というのがあるんですが、民俗資料または文化財についての展示をするような、そういう月間なり何なりが、ネットで調べたら余りやっていないんですが、県でやっているのは出てきたんですけど、市町村では気仙沼市でやっていました。「文化遺産とまち、ひと、復興」というもので、ここは、津波災害を受けた中で文化遺産が流されてしまったということもある中で、地域と祭りと芸能と文化遺産によって、もう一度復興のためのまちおこしをしようというふうなことで今やっているようです。こういうものについて、文化センターができた、では、そこに常時展示というのは非常に難しいと思えます。であれば、お祭り期間なり、ビッグひな祭りは非常に難しいので、それ以外の期間にこういう文化財月間、文化財も個人所有のものが結構あるんです。そういうものも借りるとなると手続がいろいろあると思いま

すが、そういうものを一堂にというか、できる限り集めて、市が責任を持って展示をしていくということも考えられますが、そういう勝浦市の文化財月間みたいな、文化の日を中心にでもいいですから、そういうものが今後検討できるかどうか、お伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。確かに市の指定文化財、国、県、たくさんありますけども、あくまでも所有権が勝浦市にはございませんので、例えばある一定の期間、議員おっしゃいました文化財月間とか設けて1週間とか2週間展示するという事は、非常にいいことだとは思いますが、所有権のある個人の所有のものを貸し出していただけるかどうか、その辺が所有者によって、各個人いろいろ考えがございますし、お借りしたとしても、セキュリティの問題、そういうのもございますので、現物を持ってくると非常にリスクが高まるということで、個々の文化財を改めて写真撮影するとか、あるいは説明文を加えるとかして、そういう文化財月間とかいうようなことを企画していくことも一つの方法であると考えますので、その辺、教育委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 今まで1回目の答弁を教育長にしてもらいました。そして今、社会教育課長と文化財に対してやりとりをしたんですが、市長として、これからのまちづくりの中に文化財をどう絡めていくかも含めて、ご見解があればお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいま文化財についていろいろお話を聞かせていただきました。私は、本市の持つ貴重な歴史資料、民俗資料、こういうものを散逸させないで、それを保管し後世に残していくというのは非常に大事なことであろうと思います。今、いろいろお話を聞かせてもらって、やはり一番問題は、それをちゃんと保存する場所がない。ちゃんと保存するところがあれば、みんなそこに適正に、自分の家のものもそこに預けておきましょうというようなこともできると思いますけれども、そういうものが今ないわけです。先ほど嶋村俊表とか俊正とかいろいろ話も出ました。波の伊八の武志伊八郎信由のあれも覚翁寺にちゃんと欄間にあるわけです。波の伊八とって、いすみ市の行元寺という有名なお寺で、東京からバスを連ねて、観光でみんなあそこを見にくる。こういうようなものが、本来は行元寺の前に、この本にも書いてありますけども、行元寺の前に、覚翁寺に、ちゃんと波の欄間が残っているわけです。だから、本当ならば、PRの仕方によって、いろいろこっちにも来るといことです。ただ、基本はちゃんとそういうものを保管する施設をつくるべきだと思います。古文書もそうです。貴重な写真なんかも、いろいろ各家庭に明治時代の写真とか大正時代の写真、残っていると思います。そういうものを集めて、もう一回それを整理し、仕分けをして、系統立ててそれを保管する、これがやっぱり必要だと思います。

そこで、ではどこにするかということでございまして、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、これから若潮高校の施設が、行く行くは市に来ることになると思います。今はもちろん県の財産ですけども、市に来ることになる。あそこは非常に立派な施設です。あの施設をリフォームして、中に一つそういう郷土資料室という立派なものをつくって、ちゃんと保管できるように、またその中で空調なんかも適正に保って、そういうところに歴史資料、民俗資

料、こういうものを適正に保管するのが一番いいと思います。芸術文化交流センターの中に、一部、目ぼしいものについては、そこで若干みんなに見てもらったり、そういうことも必要だと思います。ということで、この歴史資料を保存し、後世に残していくというのが非常に大事なことだと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） これをもって鈴木克己議員の一般質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

〔2番 鈴木克己君退席〕

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔3番 戸坂健一君登壇〕

○3番（戸坂健一君） 皆さん、おはようございます。会派新創かつうらの戸坂であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。前段者からもお話がございましたが、昨晚、大変な豪雨となりました。私も夜、所属団体の総会に出ておったんですけども、駐車場までの20メートルでずぶぬれになってしまいました。関東近県では大変なゲリラ豪雨となりまして、勝浦市でも大雨洪水警報が発令されました。幸いなことに、勝浦市内では大きな被害がなかったというふうに聞いております。皆さん、引き続き土砂災害等にご留意くださいますようお願いいたします。

今回は、大きく分けて、2つ質問いたします。1点目、審議会等各種会議の活性化について、2点目、職員提案制度のさらなる充実について。以上について、項目を分けて質問をしてまいりたいと思います。

まず、審議会等各種会議の活性化について、質問をいたします。現在、勝浦市には各種の審議会や委員会、協議会等の附属機関が数多く設置されております。審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置するものでありますが、勝浦市においては、現在、法律、条例に基づき設置されているものが23、その他規則や要項で設置されているものが15、合計で38の審議会等がございます。

これら審議会等は、自治体の政策形成や施策に重要な影響を及ぼす組織であります。住民参加をうたいながらも、実際はなかなかそうならないのが各自治体の実情のようであります。

自治体が生活環境の変化に伴う行政需要の複雑化、多様化等に対処していくためにも、専門的な知識が不可欠であるとともに、市民の行政に対する要望にも常に敏感であることが大切であるかと思っております。

積極的な市民参加が、期待される今後においては、市民の意思をいかに反映できるかが審議会等の運営における課題であると思っております。その課題に向け、力を注ぎ、さらなる地方分権の確立を図っていくことが重要であります。魅力のある自立したまちづくりを進めていくためにも、市民が持つ知識、経験、創造力を活かし、市政に積極的に活かさせていただくことが必要であると思っております。

また、審議会のメンバー、この構成も大きな改善点になってくるかと存じます。審議会などの構成が一部の特定の人物で構成されていたり、また、同じ人が幾つもの審議会などの委員に就任していることも小さい市であるがゆえに散見されます。

今後、議員定数も削減となり、各審議会等の委員の構成やそのあり方そのもの見直しも含めて、根本的な改善の必要性を感じるところです。

そこで、質問いたします。まず1点目、審議会等のメンバー構成について、現在2つ以上の委員を兼任されている方の人数はどれくらいいらっしゃいますでしょうか。

2点目、審議会等の専門性を高めるために、外部人材の登用を積極的に進める必要があると考えますが、市のお考えはいかがでしょうか。

3点目、委員の公募について、現在、公募によって委員を選任している機関があるかどうか、お聞かせください。また、より一層の住民参加を図るために、委員の一般公募の拡大について積極的に取り組む考えがあるかどうかお聞かせください。

4点目、審議会等会議の公開状況であります。会議の開催予定をどのような形で公表し、また、どのような形で傍聴者を募っているのか。また、ここ5年間の各審議会等の審議の傍聴状況についてお聞かせください。

次に、職員提案制度のさらなる充実についてであります。職員提案制度とは、職員の行政運営への主体的な参画を促し、提案による斬新な企画や事務改善を実施することにより、市民サービスの向上、市の活性化、行政の効率化を図る上でも重要な制度であります。

また、職員みずからが提案したアイデアが形になること、課題発見の視点を常に持つことにより、職員のモチベーションアップ、職場の活性化、職員の潜在能力の開発、人材の再発掘、資質の向上にもつながると考えます。

また、第一線にいる職員の方からの事務改善、まちづくりの提案は行政進展のために、今後ぜひとも必要なものであります。職員の皆さんがぜひ提案してみようというやる気が起きるよう、職員提案制度をさらに充実させていくべきだと考えます。

そこで、質問をいたします。まず1点目、職員提案制度の活用状況について、ここ5年間の提案件数と採用件数をお聞かせください。

2点目、優秀な職員提案に対するより一層の報償制度の充実について、市のお考えをお聞かせください。

3点目、職員提案制度の充実に向けた市の方策について、お考えがあればお聞かせください。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの戸坂議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、審議会等各種会議の活性化について申し上げます。1点目の、本市の審議会等附属機関における兼任の割合についてであります。審議会等における女性委員の登用状況の調査がございますけれども、この調査による審議会・委員会等38機関の委員、336人のうち、市議会議員としての参画委員以外ですと、2つ以上の審議会等の委員を委嘱している方は40名であります。

2点目の外部人材の積極的な登用についてであります。審議会や委員会等は各種の施策や

計画の策定に当たり、市民の意見を反映させる目的で設置された審議会もあれば、特定の課題に対して専門的な答申をいただく会議など、さまざまな性格を持っております。一般的には、特定の施策の課題に対しまして、専門的な知識やその分野に精通をしている方に審議していただき、答申をいただくものが多くを占めております。

その委員の委嘱・任命に当たりましては、適材適所として、それぞれの審議会の特性に配慮した選任をしているところであり、今後も専門的知識の必要性など、委員に求められる要件を十分に勘案し、より実効性のある審議会等の運営に向け、外部人材の登用を含め、人選の面でも努めてまいりたいと考えます。

3点目の、現在、公募によって委員を選任している機関、また、委員の一般公募拡大についてでありますけれども、38機関の中では公募による委員はございません。市の施策や計画策定を進めていく中で、市民の方々等より多様なご意見をいただくことは、さらなる市政の活性化を図る観点から重要であると認識をしており、委員の選任に当たりまして、今後も幅広い人材の発掘に努めまいりたいと考えております。その過程において、議員ご提案の公募による方に委員となつていただくに適する機関があれば、積極的にその方向で検討してまいりたいと考えております。

4点目の、審議会等会議の開催予定をどのような形で公表し、どのような形で傍聴者を募っているかについてでありますけれども、やはり38機関に限りますと、農業委員会会議を除き、会議の開催予定の旨を公表しておりません。また、会議の傍聴者を募るということも行っておりませんが、ここ5年間の会議では2名の傍聴者がおられます。

審議会等の議論の内容や報告の公開を図っていくことは、市民との情報の共有や行政の透明性の確保のために必要なものと存じております。しかしながら、公開することによって、逆に委員の自由な発言を抑制してしまったりするおそれもございますので、各委員長や会長のご意見等も伺いながら、開かれた審議会運営に向け環境を醸成してまいるための検討を図ってまいりたいと考えます。

次に、職員提案制度の充実について申し上げます。

職員提案制度は、「提案制度規程」に基づいて職員の創意工夫を奨励し、業務の改善及び能率向上を目的とするもので、庁内電子メールでの提案や、庁舎3階に設置しております提案箱で受け付けております。

1点目の過去5年間の提案件数、採用件数であります。平成21年度以降、残念ながら提案はございません。

2点目の優秀な提案に対する報償制度についてであります。が、「提案制度規程」第11条に、「提案を採用したときは、提案者に対し、市長は表彰状を授与してこれを表彰する。」と規定しております。

3点目の提案制度の充実に向けた市の方策についてであります。が、過去5年間に制度を活用した提案実績はございませんでしたが、日常の業務の中で上司に対し、新たな事業の提案や事務事業の改善策についての提案がなされたということは聞いております。

いずれにいたしましても、職員が提案しやすい職場環境づくりに努めるとともに、所属課という枠を超えた横断的な意見を提案することも施策に有効であると考えますので、本制度の積極的な活用について、今後、改めて周知を図りたいと考えます。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 大変前向きなご答弁、本当にありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、審議会等についてであります。現在、審議会等38ありますけれども、今後、効率的な行政運営を行っていくために、審議会の設置の根拠とか目的をもう一度洗い直して、廃止・統合すべきものがないかどうか、議論が重なっている審議会等がないかどうか、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。現時点では、38の審議会等で統廃合ということは考えておりません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 先ほど委員の公募について、適する機関があれば積極的に考えていきたいということで、ありがとうございます。そのとおりにしていただきたいと思います。公募についての質問は、以上にしたいと思います。

次に、審議会等の会議の公表についてでありますけれども、傍聴者がこの5年間で2名ということで、皆さんにとってどうやったら審議会、委員会等傍聴できるかということが、まだちょっと伝わっていないのかなという心配がございます。という観点から、例えば市のホームページで委員会、審議会等がこういう日時でやっておりますという開会日程を公開することが可能かどうか、または、広報かつら等の広報紙で審議会等の日程を公表していくことが可能かどうか、情報公開の観点からは、これはぜひやっていただきたいと思うんですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。会議の開催の日程等の公表ですけれども、現時点では、やっております。ただ、今後公表するとなった場合につきましては、広報ですと、広報の原稿は、1カ月ぐらい前に原稿をつくりますので、会議の開催日が決定していない場合もありますので、公表するとなった場合につきましては、ホームページを活用する方法になろうかと思えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 新しいホームページになってから、各課ごとにホームページの更新をしている状況であると思いますので、各課に担当する審議会等があれば、ぜひ積極的に公開をお願いしたいと思います。

次に、審議会の兼任についてであります。2つ以上の審議会等を兼任されている方が、先ほどのお答えですと40名ということでありました。実際に専門的な知識を持った方などどうしても重なってしまう、本当に小さい町ですので、重なってしまう点はあるかもしれませんが、今後、議員定数も2名削減ということで、審議会のあり方等を含めまして、この重なっている方についても極力減らしていく方向性が必要なのではないかと思えます。その点で、今後、この兼任者の数というのをどのように減らしていくのか、その点、お考えがあればお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。まず、各種委員会、審議会等で、例えば農業関係の委員会ですと、委員になっていただく方が限られてまいります。例えば農業関係ですと、どうしてもJA、農業協同組合の勝浦支所長とか、あるいは漁業関係ですと、漁業協同組合の関係者、そういった方たちが主に、ほかの委員会と委員を兼ねる、1人の人が7つ兼ねている場合もございますし、これはやはり専門的な知識、意見を伺う場として、これを縮小するということは、極力ダブらないようにはしたいと思っておりますけれども、やはり専門的な知識を伺う上ではダブることもやむを得ないというふうに考えております。現在、市内に市の附属機関は9つありますけれども、例えば観光協会長とか、区長会長につきましては、これまで幾つかダブっておりますので、最近では大体1人の方が2つ以上重複しないようには調整はさせていただいております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 私も審議会等、幾つか参加させていただいており、また、傍聴等もさせていただいておりますが、例えば若者の意見が必要な審議会にご高齢の方が多くおられるというのは、これはやはりバランスを欠いているかなと思いますし、逆に専門的な知識が必要な審議会等でそうではない学識経験者という枠で、本当に学識経験のある方がおられるかなというところが疑問に思うところも正直ございます。専門的知識を活用するというお話が今出ましたけれども、1回目の質問で、外部の人材の登用を積極的に進めたいということでお答えいただきましたが、例えば市外の大学の専門家、教諭であるとか、あるいは武大の専門家の教授でもいいんですけれども、とにかく本当の専門家、本当の学識経験者というものを市外からも積極的に登用していくべきだと考えるのでありますが、この点について、その是非というか、勝浦市内の審議会ではあるんですけれども、より勝浦市の議論を活性化させるために外部の人材を積極的に登用すべきということで、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。現在の委員会の中でも、例えば市内の方でも環境問題に非常に詳しい方もいらっしゃいますし、そういう分野分野で、専門的な知識を持った方は、市内の方でも登用はしております。また、市外の大学の教授等につきましても、都市計画審議会等につきましても、大学の教授ではありませんけれども、都市計画に詳しい方、そういった方も委員になっていただいておりますし、また、国際武道大学の教授の方にも専門的な委員として入っていただいている事例もございます。今、議員ご提案のとおり、確かにそれにたけた方、市内にそういう人材がない場合につきましては、市外の大学の教授等の委員任命についても、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。千葉県内にも優秀な大学はたくさんございますし、優秀な研究者もたくさんおりますので、ぜひ積極的に外部の人材の登用をお願いしたいと思います。

次に、今、いろいろ副市長からお答えをいただいた中で、例えばほかの市町村ですと、審議会等の設置あるいは運営にかかわる基本方針というか基本的な指針等を策定している自治体もございます。手元に岐阜県瑞穂市の例があるんですけれども、瑞穂市審議会等の設置及び運営に

関する基本方針ということで、要点だけ概略を説明させていただきます。まず、1点目に趣旨というものを設けておきまして、理念に基づいて執行機関の附属機関、審議会等の活性化を図る目的でこの指針をつくるということで、定義等も設けておきまして、いろいろ書いてあるんですが、審議会等は市民の皆さんにとって、その設置目的や審議事項等の透明性が高くわかりやすいものでなければなりませんというふうに、非常にわかりやすく書いてあります。また、審議会等の役割という部分にも、外部の専門的な知識や経験を活用します。議会関係者の参加により、公正かつ適正な結論を導きます。市民参加により、広く民意を反映しますというふうに書いてございます。

また、審議会等の設置という項目でも、審議会等の必要性を十分検討し、設置するものとして、審議事項等が類似している場合については統合するなど見直しをしますと。

また、運営状況の把握ということで、毎年度の審議会等の運営状況をしっかりと把握し、今後の運営に役立てますということで、こうした基本的な指針を設けている自治体が増えております。

ということで、会議の公開であるとか、審議会の活性化について、勝浦市がしっかりとした考え方を持っていて、それを公表していくことも大切かと存じます。ほかの自治体の例のように、このような指針のようなものを示すことが可能かどうか、設けることができるかどうか、お考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。各種審議会等の設置また運営に関する基本指針ですが、議員ご指摘のとおり、県内でも幾つかの市町村が、会議のあり方、委員の任命の仕方、あるいは公募委員の採用、また傍聴の手続等について指針を定めている市町村が増えておりますことは、私どもも承知をしております。勝浦市におきましても、その辺、先進地の事例を研究しながら、これらの方針の策定について、今後、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） いずれにしても、会議を通していろんな議論をしていく、またそれを公表していくということが、勝浦市にとって非常に重要なことかと思えます。ぜひともこの審議会の活性化について、より一層のご尽力をいただければというふうに思います。審議会についての質問は以上です。

次に、職員提案制度の充実についての2回目の質問に移ります。まず、職員提案制度であります。私もこの職員提案規程というものを拝見いたしました。昭和42年8月1日制定ということで、内容を見ますと、非常に当時として先進的といいますか、通常ほかの自治体ですと、自分の担当課にかかわるものは提案できなかったり、提案と同時に予算についても提案しなければならないということで、ハードルが非常に高いのでありますが、勝浦市の場合は、職員は全て提案する資格を有するというので、非常に先進的な提案規程になっています。しかし、残念ながらその職員提案制度の活用状況については、ここ5年間では、平成21年以降はなしということで、より一層の職員提案制度の活用が望まれるところであります。

そこで、まず質問、1点目であります。この職員提案制度がもし今後あったときに、審査員の体制ということについてお伺いします。現在、審査員の体制はどのようになっているでしょ

うか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。審査員につきましては、市の提案制度規程に基づきまして、まず、教育長、それと総務課長、企画課長、財政課長、私、副市長、以上5名で審査をする規程となっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） ただいまのお答で、審査員の体制でありますけれども、やはりすばらしいアイデアというのはすばらしいアイデアマンが見てこそ生きると思いますので、こういった審査員の体制の中に市長に入ってくださいということというのは可能なんでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） これは、今申し上げました5人の委員で選考して、その結果を市長に報告しまして、最終的に市長に判断していただくということで、これは例えば応募が3件あった場合に、そのうちの1件だけを採用する場合に、残り2件につきましても、当然審査の結果は市長に報告いたしますので、最終決定は市長にさせていただきますけれども、委員としては今申し上げました5人の委員で今後も審査をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） それでは次の質問です。提案制度規程を見ますと、第5条のところ各所属長は、所属職員に対して適時提案の奨励に努めなければならないとありますが、現時点で、各所属長、つまり各課長がどのような形で適時奨励に努めているのか、もしそのような具体例があればお聞かせいただきたいですし、もしないのであれば、今後どのような形で奨励を図っていくかお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 各課長が、各課の職員に対する提案の奨励と申しますか、そのご質問ですが、課長会等をやるときに各課長方には、提案の件数が少ないわけですので、職員に極力提案するように進めていただきたいというお話は、時たましております。ただ、実際に提案箱には入ってこない場合もありますけれども、各課の事業を遂行する中で若い職員から係長、課長に対して事務の改善については、これは日常的にそういう提案はあるという話は伺っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 事務の改善等については日常あるということで、それもすばらしいことかと思えます。一方で、政策提案と申しますか、より独創的なアイデアを職員の方から出していただきたいなという思いもありますので、ぜひともより一層の職員提案制度の活用について、提案をさせていただきたいと思えます。

まず、そもそもこの職員提案制度が職員の皆さんに周知徹底されているかどうか。もしこの職員提案制度を知らないという職員の方がおられると、やっぱり提案しづらいと思いますので、例えば庁内に掲示をして、こういう制度があるよということができるといってお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 周知につきましては、先ほど言いましたように、これまでも課長会などを

通じて周知をしておりますけれども、知らない職員がいるということは、これは非常にゆゆしきことですので、今後、市のメール等を通じまして周知を図ってまいりたいと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） もう一つ、提案なんですけれども、例えば1年に1度、一定の期間を設けて各課から最低1件以上の提案をもらおうといった形で、ある程度の強制性を持たせる提案推奨月間みたいなものを設けることは可能でしょうか。現時点で、本当に各課、お仕事大変だと思います。本当にそれは重々承知しておるところであります。一方で、今まで提案制度の活用がゼロ件ということで、非常にすばらしい提案制度であり、また市長も非常なアイデアマンでありますので、この体制をうまく活用して、職員の方々からのより一層の新しい、楽しい提案を募集するということが非常にいいやり方かと思っておりますので、年に1回が無理であるなら2年に1回でも構いません。とにかく職員提案制度を活用して、A4サイズの紙1枚でもいいので、何か提案をしてみようという月間を設けたらすてきじゃないかなと思うんですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） これはもちろん可能ですので、今後、毎月ということは無理かもしれませんが、極力提案していただくような方向で、そういう月間もつくることについて検討してまいりたいと考えます。

ただ、これまで行政改革の中を通じまして、過去に1係1改善事業というのを実施しておりました。これは現在も引き続いておりますけれども、財政が非常に厳しいという状況の中で、事務所改善が図れないかということで、各係から1つずつでも結構ですから、改善事項を上げていただきたいということで、18年度にすると37事業の改善が図られたということも、過去にやっておりますので、これらの状況も含めまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。確かにこれまでの職員提案制度を通さずとも各課で業務改善に関する事例はいろいろあったんだと思います。しかし、この職員提案制度のそもそもの狙いといいますか、目的が、やはり政策提案といいますか、自由提案を掘り起こそうという思いがあるんだろうと思います。職員提案制度規程、勝浦市の提案制度規程の中でも市民サービス向上に寄与することというふうにありますので、業務能率の改善以上に、自由提案、政策提案のほうをしていく上で、やはり職員提案制度の活用が重要であるかと思えます。

そうした意味で、報償制度、これも提案規程の11条に職員の提案を採用したときは、提案者に対し、市長は表彰状を授与とありますが、例えば優秀な提案に対して、今後金一封でも構いませんし、能力の査定の中に入れるということも構わないと思いますが、とにかく優秀な提案をした職員に対するより一層の報償の拡大について、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 現在の規程では、採用した職員については市長の表彰状をもってこれを表彰しているという状況ですけども、ただいまお話のありました金一封等につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。ぜひその方向でやっていただきたいなと思います。

次に、公表の仕方であります。公表についても第12条で規程がございます。採用された提案の概要及び提案者の氏名は職員一般に公表するものとするがありますが、これを提案していただいた提案全てを匿名とした上で、採用されたものだけでなく、提出された提案内容全てを原則公開という形にできないかどうかであります。この理由なんですけれども、あらゆる懸賞に応募したときに、一般ではやはり原則公開かなと思いますし、自分のアイデアが公開されるということで、職員のやる気も起きるのかなという気がいたします。各課でいろんなこともあると思いますので、匿名ということは重要かと思いますが、とにかく勝浦市の役所の中で、こういうアイデアを持った方がこれだけおられるということを市民の皆さんにも公表していくことも重要かなと思いますので、この匿名とした上での全ての提案の公表、原則公開できないかということについてお考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） この提案制度につきましては、庁内内部案件ですので、市以外の一般市民に対する公表は考えておりません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 今後、この職員提案制度を活用した事例が出てきた場合に、採用された場合、その実績というのを市のホームページで公開することは可能でしょうか。もし可能であれば、これはぜひやっていただきたいと思うのですが、お願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えします。現在の規程、規程は直せば直るわけですけども、あくまでも職員一般に公表するものというふうに規定されておまして、これも先ほど言いましたように、内部的な提案ですので、業務能率の向上とか、あるいは経費の節減になるもの等についての提案ですので、内部の提案ということで一般市民に対する公表は現時点では考えておりませんが、ただ、採用された内容が公益上非常に有効であると。市民サービスの向上につながって、今の制度を大幅に変えて市民に周知する必要がある場合等については、公表は可能であるというふうに考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 今日、質問させていただいた職員提案制度の充実、あるいは審議会等の会議の活性化について、共通点としては勝浦市内での議論をより一層活性化させたいという思いがございます。どのような会議でも意見の対立等がありますが、その対立等も含めて、あるいは新しいアイデアの提案も含めて、議論を勝浦市の中でどんどん活性化していきたいという思いがございます。

最後に、総括的な意味で、市長に、この審議会等の活性化についてと職員提案制度のより一層の拡大について、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、職員提案制度、現在は余りうまくいっていないのですけれども、非常に大事なことで、まさに議員が質問されることはよくわかります。ただ、理想と現実というものもありまして、なかなか職員も人が非常に少ない中で、日常的なルーチンの仕事に追われてい

るというようなことで、なかなか提案しにくいというものもあるのかもしれませんが。ただ、そんなことを言っていたら何もできないので、やはりこれから課長会等を通じて、職員みんなが何かいいアイデア、またいい施策、こういうものを提案してもらえればと思います。ただ、これは直接提案制とは違いますけれども、例えば今回の芸術部分交流センター、愛称キュステ、これも市の職員の提案です。これは市民の全体の投票で決めたことですのでございますけれども、キュステというような、我々なんかはなかなか思いもつかないようなものを、うちのほうの女性職員ですけれども、こういうものを考えて提案をされたというようなことなので、埋もれているいろんなアイデアはあろうと思いますので、それをこれから引き出して、これをうまく活用できればすばらしい方向になるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

[14番 黒川民雄君、15番 末吉定夫君退席]

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、磯野典正議員の登壇を許します。磯野典正議員。

[14番 黒川民雄君入席]

[1番 磯野典正君登壇]

○1番（磯野典正君） 新創かつうらの磯野典正でございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

その前に、あの東日本大震災が発生してから今日で3年半を迎えます。避難者はいまだに24万5,622人いらっしゃいます。そのうちの岩手県、宮城県、福島県の3県で仮設住宅などで暮らす避難者は約19万人となっており、住んでいた県以外に避難している人は3県で5万5,000人に上ります。そのうちの東京電力福島第一原発事故の影響を受ける福島県民は4万7,149人と84%を占めております。2年前に私が訪れた福島県双葉郡浪江町の住民の方々もその中に含まれております。私の知人たちは、この福島県浪江町で育ったわけですが、まちおこし活動をしていましたが、今では自分の生まれ育ったまちを忘れないでほしいという願いで、まちのこし活動へと心のスイッチを切りかえ、きっと戻ることのできない自分のまちを忘れないでほしいと、必死に頑張っています。亡くなられた方々のご冥福と、被災された方々の生活が一日でも早くもとの生活に戻るよう、心よりお祈りいたします。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

今回は、ふるさと納税について質問させていただきます。皆様もご存じのとおりふるさと納税とは、ふるさと寄附金とか、ふるさと応援寄附金などと呼ばれている制度で、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対し、格差是正を推進するための新構想として、今から6年前の2008年に創設されました。

地方自治体にとっては、少子高齢化、若年層の都市部流出等により人口が減少し、財政的にも今後の見通しがなかなか見えない状況にあると考えます。

そんな中、2008年にできたこのふるさと寄附金制度は、地域にとっても、また地元を離れて

暮らす方々にとっても非常にわかりやすく、使いやすい制度であると思います。本来の趣旨は、自分の生まれ育ったふるさとに心のこもった寄附をして、生まれ育った地域が元気になってもらうための寄附金であったのではないかと思います。しかしながら、今では全国約1,800の自治体のうち900の自治体が、その地域の特産品による地域PRを行いながら、ふるさと寄附金を集めています。その方法がよいか悪いかということではなくて、結果として寄附をいただいたことにより基金への繰入金が増加するという制度には、私は力を注ぐべきであると強く感じています。

そこで質問です。1点目、人口減少に伴い、税収アップは期待できない中、こうしたふるさと納税の活用は重要であると考えているが、ここ数年の状況をお聞かせください。

次に2点目です。現在、ふるさと納税をされた方への特典はどのような選定をされ、提供されているのかお聞かせください。

3点目、全国各地でふるさと納税をしてほしいと各自治体が広報をされているが、勝浦市としてこの制度を今後どのように活用し、基金繰入金の増額を考えているか、お聞かせください。

登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの磯野議員の一般質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税ということでございます。1点目の、過去3年間のふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の寄附金額と寄附者数についてでありますけれども、まず、平成23年度が352万1,470円で18名でございます。それから、平成24年度が、273万8,649円で19名。平成25年度でございますが、322万7,688円で23名という状況です。

2点目の、ふるさと納税をされた方々への特典の選定についてでありますけれども、ふるさと応援寄附につきましても、平成20年度から寄附金を募ってまいりました。特典の選定につきましても、特にはございませんで、寄附をいただいた方には、平成24年度までは、広報かつららを1年間、毎月お送りをしていました。平成25年度に、寄附者に対しまして、やはり感謝の意を表することが必要だろうということで、要綱を定めまして、50万円以上の寄附をされた方に対しましては、勝浦産の新米や、勝浦産の豚で作られたベーコン、ハム、ソーセージなど、地元産品のPR等につながる品を選定して、お礼状を添えて贈呈してございます。

3点目の、ふるさと納税の今後の活用についてでありますけれども、ふるさと納税につきましても、今、磯野議員も言われましたけれども、近年、各種メディアにも取り上げられていることで関心も高まりつつあるということで、本市におきましても問い合わせが増えている現状にあります。

また、政府の方針として、ふるさと納税による住民税の控除割合の倍増だとか、その手続の簡素化など、制度の拡充を検討していることから、今後、寄附者の増加が見込まれるところでございます。

このようなことから、ふるさと納税額の増加を図るために、お礼の品などの充実にも力を入れている自治体も少なくない状況でありまして、また、ふるさと納税によるお礼の品で、地域をアピールすることで移住者や観光客の増加などにつながった事例もあるようですので、ふるさと納税による効果は大きいと考えます。

つきましては、本市におきましても、他の市町村へ転出された方々等に対し、このふるさと納税について周知を図るとともに、お礼の品などの充実や、ふるさと納税の納入手続の簡素化などについて検討していきたいと考えております。

以上で、磯野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。1点目のここ数年の状況ということなんですけれども、寄附者数に対しては増加、金額もさほど増減することなくということではございますけれども、この制度自体の特徴自体が雑誌等にも載っていたりするんですけども、特産品がもらえて、納税ではなく寄附ですよということとか、また、寄附した方が使い道を選べるとか、複数の自治体に納めることができるとか、生まれ故郷に関係なく、好きな場所に納税、寄附ができるというような制度でございますけれども、他の地域に比べると、今勝浦市で行っている内容というのは非常に少ないのかなというふうに感じます。

この寄附者、平成23年の18名、平成24年の19名、平成25年度の23名とありますが、金額の割合、例えば少額の方がどのくらいでとか、結構大きい金額でふるさと納税してくれている方がどのくらいいるのかという金額の割合を教えてくださいませんか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。寄附の金額の割合ということでございますけれども、金額につきましては、まず5,000円から多い方で1回に80万円という方がいらっしゃいます。あと、割合ということですが、10万円とかが比較的多い金額となっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） 比較的10万円ぐらいの人が多ということですけども、ほかの地域だともっと少額で、大きな額を集めている自治体もありますけども、今まで、ふるさと納税をしていただくために、どういった広報をされてきたかというところを教えてくださいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。制度自体が平成20年度から始まっているわけですけども、市の広報といたしましては、基本的にホームページのほうで行っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。ホームページのみでやられていたということですが、今までは結構メディアとかで制度に関して、各自治体のいいところとかピックアップされていることが多いんですけども、今後はいろいろやっていきますという、先ほどの市長からのお話もありましたけども、今までは余り重要視されていなかったというような考え方と捉えてしまうんですけども、基本的にいただいた寄附に関してどういった形で使いますよという、先ほど私のほうから使い道というところでお話しさせてもらいましたけれども、寄附されたお金を、勝浦市の場合はどういった選び方ができるというような広報をされているか教えてくださいませんか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。寄附金の使い道ということで、寄附者から寄附をいただくときに、勝浦市に対する社会的な投資ということで、具体的な事業について、どのような目的で寄附をされるかということをお伺いしているところがあり

ます。市のほうで定めております事業の目的につきましては5点ございまして、まず1点目が、家庭・地域における子育て支援に関する事業、2点目が、青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業、3点目が、高齢者支援に関する事業、4点目が、地域産業の振興及び特産品の育成に関する事業、5つ目といたしまして、自然環境並びに地域景観の保全及び活性に関する事業ということで、あとはその他の目的ということで、市長が認める事業というふうになっております。この中から寄附をいただくときに、どのような活用の方法として望みますかということでお伺いしまして、それを選んでいただいて、それを活用するという形にしております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。市長が必要と認める事業にという区分を含めると6点になると思うんですけど、その中で一番多く寄附された方が求めている場所というか、どこが一番多く選定されたかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。基本的に一番多いのは、目的の達成のために市長が必要とするということで、いわゆるその他の欄でお申し込みいただくものが多いです。なお、そのものについては、庁内で該当がないということで、寄附金の事業選定の委員会をつくりまして、どこに充てるかということを検討しているところです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。そうしましたら、2点目の納税された方への特典の選定ということで、今までは1年間の勝浦広報を送っていらしたということでございます。また、50万円以上の寄附金をいただいた方に新米とかベーコン、ソーセージを送られたということですが、50万円以上の寄附をいただいた方に対して、おおよそどのくらい相当の商品に当たるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。50万円以上の方で、多い方は200万円とかそういう方もいらっしゃるんですけども、一律で約8,000円程度の品物でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。ほかの自治体では、大体1万円の寄附をされる方が多いのかと思うんですけども、そういった方でもいろんな商品を選べたりとか、1万円の寄附をされた方が、例えばAというくくりの4つとか5つの中から1つ選べますよとか、結構いろんな商品を選べるようになっていたりもすると思います。あとは、例えば50万円の寄附をいただいた方に、これは物を返せばいいという話じゃないのかもしれないんですけども、寄附された方からすれば、気持ちがあって勝浦市に寄附されていると思うので、何か物が欲しくてという意味ではないとは思いますが、しかしながら、それなりのプレゼントというか商品のお返しをするべきではないかなと思います。そういった中で、例えば商品ではなくて、民宿組合とか旅館組合の協力をいただいて、高額の方にはどこかの宿の1泊2日ペアチケットとか、そういったこともされている地域もありますし、できないことではないと思うんです。また、勝浦の市民農園の年間貸し出しとか、勝浦でもダイビングをするスポットもありますし、そういった体験する券とか、そういったものに変化させていくというような考え方はいかがな

ものかな、できるものなのか、できないものなのかということ聞かせていただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。基本的にお礼の品ということで、どのようなものがご本人に喜んでいただけるかとか、いろんなことも考えなきゃいけないところですか、あとは、お返しするもの、体験とかそういうものもあるのですが、相手方との調整も当然必要だということを踏まえまして、基本的には、市の活性化ですとか、そういうものに十分つながるようなお話ですので、そのようなものをお返しする形というものは非常にいいことじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） 長野県のある市では、宿泊券とか森林セラピーなどという特産品以外のものを用意しているところもあったりとか、ご存じかと思いますが、鳥取県の米子市などは、このふるさと寄附金で2億7,900万円を集めた。その半分をお返ししたり手数料として使ったとしても1億4,000万円ぐらい繰り入れすることができるというようなことになるかと思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っておりますし、今現状、例えば県内の市町村でモデルになりそうなところがあったりしますでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。県内の先進地というか、力を入れられているところにつきましては、船橋市のほうで力を入れていると思われまして、内容的には、寄附をすることによりまして、その金額に対応したポイントをつかまして、そのポイントから商品を選択していただくような方法で寄附金をより多く集められたというようなことをやられております。また、全国的にも、そういう形の方法でやられているところも多いというふうに伺っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ぜひ、千葉県内でも目立ったそういう活動をしているということで、勝浦市の名前が上がってくるようにしていただきたいと思います。

3点目でございますけれども、今後、どのように活用していくかというところで、周知を図ると先ほど市長のほうからもご意見をいただいていたのですが、今まではホームページのみでやられていたと思うんですけれども、今後、広報に関して違った策を考えていらっしゃるかどうか、お聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。このふるさと納税に関しまして、今後、積極的に進めていく制度を新たに考えていくということを進めていくことにしたときに、先ほど申し上げましたお礼の品関係で力を入れていくということを前提に考えていくということが、ある程度一般的というか納税をお願いするためには、集めるためには結構有力な方法ではないかというふうに考えているところなんですけれども、そういう方法をこれから進めていきまして、実現したときには、既に今始まっているところなんですけれども、まずは、インターネットのほうでふるさと納税というもので検索をかけますと、ふるさとチョイスというところが選べまして、そこからふるさと納税に関するいろんな情報が提供されておまして、そちらから、例えば納

税にするに当たりまして、お礼の品について、ある程度期待している方が納税する場合、例えば肉関係のお返しが欲しいとか、そういうものがあつた場合、そういうところを選んで検索しますと、どこの市町村でそういうサービスをやっているとか、お礼の品物であるとか、いろいろな形で調べることができるものものあります。ですから、まず、制度のほうを十分検討しまして、そういうふるさとチョイスの中にもってくる、検索の中にもってくるような形にすれば、ホームページのほうでも簡単に勝浦市の紹介もしていただけるような形がとれると思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） 課長のほうからインターネットということでお話がありましたけれども、ソフトバンクとか楽天とか、そういったところでは代行のシステムとかもやっていたらと思いますので、そこではポイントによって商品が選べたりとか、今、ネットの社会でございますので、そういった活用も一つではないのかなと思います。この効果というのは非常に大きなものであると思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思いますが、勝浦市の特産品についても、非常にたくさんのもがあると思うんですね。海産物もあり、野菜もあり、お米もあり、いろいろなものがある中で、そういったものを市内の小規模事業者から役所が購入することになれば、その方々も潤うわけですし、お金の循環というもの是非常にいい流れがつかれるんじゃないかなというふうに思いますし、寄附された方にとってもプラスになる場所もございますので、ぜひもっと多くの寄附が集まるように進めていただきたいと思います。そうならば、メディアとかも勝浦市の取り組みに対して大きく取り上げてくれるというのにつながっていくと思いますので、そういったすばらしい循環を創造していただければと思います。実際、来年に向けてというか、来年の目標みたいなものを、まず市長のほうから答弁いただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） このふるさと納税というのは、今までの過去の実績も大体300万円ぐらいということですが、私は勝浦市をPRする、また勝浦市を思ってくれる人、こういう人たちがふるさと納税をやってもらうというのは非常にいいと思います。この間、私もちょっとテレビを見ましたら、夏の帰省客、ふるさとに帰る人たちに、ぜひふるさと納税をやってくださいというのは非常にいいのですが、これが余り加熱して、これを一つの商売、例えばこのふるさと納税で何か物をつるような、物で金をつる、こういうようなものというのは倫理的にいかがなものかというも若干あるんです、私は、個人的に。我々行政、PRをして寄附をもらいたいというのは、腹の底は目いっぱいあるんですが、ただ、やり方が余り商売っぽくやるというのは、果たして我々行政のありようとして、倫理的にどうなのかなというのが、ちょっとひっかかる場所がありまして、そういうことも含めて、ただ、勝浦市を大いにPRしたい、また、勝浦市の物産をそういう形でお返しする、やっぱりそれは気持ち的なものをやろうよということで、こういうお米だとか、ポークとか、こういうものをやったので、極端に100万円ふるさと納税くれたから50万円のを返すかと、そういうものじゃない。やはり気持ちとして、勝浦の産物を、一定のものを季節的にこういうものがとれますよということで、気持ち的にありがたいございますというようなものでいいんじゃないかということでこういう制度を発足したので、ここら辺を何でもかんでも集められればと、できれば集めたいんですけども、その

ところのバランスを見ながら、ちょっとこれから検討していきたいと思います。気持ちはよくわかります。そういうことでございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。そういう意見も出てくるのかなというのは感じてはいたのですが、ただ、私が思うのには、今、財政が豊かであれば、それはそれでいいと思うのですが、そうでもないと思うんですよね。そうでもないと言ったら失礼なんですけど。でも、あったらあったほうがいいわけじゃないですか。しかも、勝浦市をPRしつつ商品は勝浦市の企業から購入して贈ったりすることで、そこはそこで潤っていくわけじゃないですか。そういった部分は、僕は、ぜひ市長にはやっていただきたいなというふうに強く思っています。それと、市長、先ほど前段者のときに運動公園のお話をされていましたが、ふるさと応援寄附金の青少年の健全育成というところで、教育施設整備というのがあるんですけど、そこにもう1行、勝浦市総合運動公園の建設事業とか、そういった部分を入れてもらって、勝浦市に新しく総合運動公園を建設するためだったら、ぜひ寄附しようという人も中にはいらっしゃるかもしれませんので、そういう文言を入れてもらうことはできるかどうか、お聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 昨日もご答弁申し上げましたけれども、やはりこれから総合運動公園を何とかつくり上げたいということで、前々からお話しさせてもらっていますけども、実は去年、一昨年も自衛隊にも出向きまして、自衛隊に造成してもらおうというようなことで、自衛隊もやりましょうということまでなっていたんです。ところが、あそこが非常に難しいのは、排水問題が非常にネックになって、今、ちょっとそこのところ留保になっています。こちらのほうに文化会館を建てたので、野球場を向こうにということも一つの検討も踏まえて、またあそのところに、これまたみんなに聞かなくちゃいけないんですが、桜が咲く一つの運動公園なんてのも非常にいいのかなというようなことも思いまして、いずれ排水問題を乗り越えて、総合運動公園を整備したいなというふうに思います。だから、今、そういうようなものに対してふるさと納税でみんなで応援するよというようなことがあれば、これは素晴らしいことなんで、そこに入れるというのも一つの手だと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。ぜひ、そういったものがかなうようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） これをもって磯野議員の質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、松崎栄二議員の登壇を許します。松崎栄二議員。

[9番 松崎栄二君登壇]

○9番（松崎栄二君） 会派新創かつらの松崎栄二です。議長のお許しを得まして一般質問をいたします。

1. 空き家対策についてお伺いいたします。現在、国のほうでは、治安や防災上の問題が指摘される空き家対策として、老朽化した空き家の修繕や取り壊しを進める法案を、秋の臨時国

会へ提出する方針を固めたと新聞記事にありました。そうしたことから、全国的に空き家問題がテレビ・マスコミ等でクローズアップされております。

空き家といっても、それが所有者等によって適切に管理されていれば、自治体政策上の観点からは全く問題ありません。問題なのは、空き家が管理不全となってしまった場合であります。それに伴って、防災、防犯、生活環境の悪化、景観の悪化など、さまざまな問題が生じてきます。こうした課題に対して、個人の資産にかかわる問題なので、行政側をお願いしても一向に解決しないのが現状であり、倒壊のおそれがある危険家屋の近隣周辺では、どのようにかかわったらよいのか、戸惑いが生じています。

空き家問題は、今のところ、都市部ではさほど顕在化していませんが、人口減少の著しい当市にとって、必然的に増えてくる空き家、空き地対策は、取り組むべき喫緊の課題ではないでしょうか。行政側もこうした問題に、個人個人の問題だからと避けるのではなくて、きちんとした対応策、さらには取り組みの視点を確立しておく必要があると思います。

空き家問題は、その所有者等の観点から見ると、1として、別荘だからふだんは住んでいない。あるいは本来の所有者はよくわからない。2として、所有者がはっきりとわかっているけれども、管理・修理する資金がない。3として、所有者が放置したままで全くの無関心であるといったさまざまなパターンがあり、それが結果として、近隣や地域社会へ悪影響を与えている問題であります。

しかし、単に所有者のモラルだけを問うても解決できる問題ではなく、社会経済の根深いところから発生する政策的課題ではないでしょうか。したがって、現在のところ、自治体が対応できる施策もおのずと限定されてきます。

また、空き家問題は、もともと所有者の自己責任の問題であることから、空き家対策も所有者の自己責任が基本となり、行政が安易に介入することは難しいと考えられています。

空き家に起因する紛争も、当事者間に委ねて解決するのが基本となります。ところが、市民間での自主的解決と言っても、言うほど容易ではないのが実情であります。

特に、別荘等になっている場合、まず所有者がわかりません。いつ来るかもわからない。また、偶然出会ったとしても、突然「何とかしてください」とお願いしたとしても話にならないと思います。あるべき論ばかり言っても、市民が安心して安全に暮らせる社会は実現しません。要するに、従来の行政法の枠にとどまっても、市民が幸せに安心して安全に暮らせる社会は実現できないのであります。私的領域への関与とともに、従前の行政手法とは異なる新たな政策手法を繰り出していく必要があるのではないのでしょうか。

空き家問題は、いずれ空き地となり、ごみ屋敷、果ては廃棄物置き場、耕作放棄地へとつながっていき大問題になることを考えると、今のうちに、きちんとした本格的な空き家対策を考えておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問します。

- ①現在市内に空き家と認識できる軒数は何軒ぐらいありますか。
- ②空き家バンクに登録されている軒数はどれぐらいありますか。
- ③倒壊のおそれがある危険家屋は何軒ぐらいありますか。
- ④危険家屋の所有者に対して、これまでどのような措置をとりましたか。
- ⑤危険家屋に対する固定資産税の課税状況をお伺いします。これは住宅用地軽減措置という

のもかかってきます。

⑥これまで行政代執行（解体・囲い込み・草刈り等）は行われたことがありますか。また、行われた場合、その費用はどうしましたか。

空き家対策についての質問は以上です。

次に、市道勝浦荒川線についてお伺いいたします。この市道は、荒川から勝浦へ最短距離で行けることから、上野・荒川地域の住民にとって大変重要な道路であります。また、かつうら聖苑、清掃センター、そして国道297号線へとつながるため、狭隘な割には利用者が多い道路でもあります。そういうことで以前に道路の拡幅を一日も早くお願いしたいと要望したことがあります。そこで質問します。

①その後、地主との拡幅に関しての進捗状況をお聞きします。

②2月中旬の大雪の雪害にて山林両側の倒木があり、緊急的な復旧工事をしましたが、まだ危険箇所が見られます。現に8月お盆前に、清掃センターへ向かう途中、トンネルを出てすぐの急カーブ付近にて倒木があり、非常に危険な思いをしました。たまたまのこぎりを持っていましたから、自分で切り取り、根の部分は重いのでそのまま残しました。今後、大雨や台風を考えると非常に危険だと思いますが、予防策等は考えていただけませんか。

以上、お伺いをいたしまして、新創かつうら松崎栄二の登壇しての一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただ今の松崎議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、空き家対策について申し上げます。

1点目の現在、市内の空き家と認識できる軒数についてであります。市内全ての空き家軒数については把握してございませんけれども、現時点で空き家に関して、適正管理ができていないことによる近隣住民からの苦情案件として把握している軒数につきましては44軒であります。

2点目の空き家バンクの登録軒数についてでありますけれども、9月1日現在で8軒でございます。

3点目の倒壊のおそれがある危険家屋の軒数についてでありますけれども、市として倒壊等の危険がある家屋として認識しているものは3軒であります。

4点目の危険家屋の所有者等に対する措置方法についてであります。 「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、所有者等に対し、現況写真、位置図、公図を同封いたしまして、適正に管理してくださいというようなことを通知しているところであります。

5点目の危険家屋に係る固定資産税の住宅用地軽減措置の状況についてでありますけれども、固定資産税における課税客体であります家屋の認定基準は、不動産登記規則第111条の規定に準じておりまして、土地に定着し、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎ得る建造物であります。当該家屋がこの基準に合致し、かつ住宅であった場合には住宅用地の特例措置が適用されることとなります。

6点目の行政代執行についてでありますけれども、現在まで実施した案件はございません。

この空き家問題の難しさは、いろいろ法律に絡んで、空き家とは言っても、所有者の所有権が存在するので、むやみやたらに行政が勝手に取り壊す行政代執行はできないということ。もう一方は、その空き家から、倒壊など切迫した危険が迫っているような場合、まさに迷惑がか

かるというのが明々白々に近いときに、それをどう調整するかということで、実際迷惑がかかっちゃえば、これは損害賠償を請求すればいいんですけども、その前に、市民の安心・安全を担保するためにこれをどういうふうに調整するかというのが非常に難しい。やはり所有者に連絡をして、どうしてもお宅で壊さなければうちで代執行で壊します、経費は請求しますということをお納得してもらってやるのが一番いいというふうに思っております。

次に、市道勝浦荒川線の整備について申し上げます。

1点目の市道勝浦荒川線の改良についての地主との協議に係る進捗状況でございますけれども、現在、宅地開発は許可を受けたままとなっております、関係事業者を含め、計画の見直しを図りたいとの意向を確認してございます。

2点目の2月の積雪によります山林樹木の倒木についてでありますけれども、車両の通行等に支障のない状態とは考えますけれども、ご指摘のように、強風等により周辺から飛ばされてきたり、高所に折れかかったりした枝等が落ちてくる場合があります。

このようなことから、その都度、職員による伐木等の処理を実施するとともに、危険箇所につきましては、土地所有者に対しまして、伐採を依頼している状況でございます。本市道につきましては、主要な幹線道路であり、市といたしましても、早期に改良したいと考えておりますので、引き続き土地所有者に対し、早期の事業着手を要請するとともに、それまでの間は樹木の状態に応じて、通行に支障のないよう対応してまいりたいと考えております。

以上で、松崎議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） ありがとうございます。いろいろ細かい答弁ありがとうございました。空き家ということで、44軒数字を述べられましたが、これは生活環境課になるのか、空き家の定義というのをもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。空き家の定義として、私として認識しているものとしましては、人が住んでいない空にされた家というふうに解釈しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） 再度、人が住んでいないということですが、実際に各地域にもっとあると思うんです。そういうことも確認して、その地域周辺の人はかなり困っている状況が見受けられます。私ども上野地域にもかなりあります。そういうことで、もうちょっと把握していただきたいと思います。

次に、空き家バンク制度ができてから、実際8軒登録されているそうなんです、賃貸とか売買の実績がどの程度か、その制度ができてからこの数年の実績をお聞きいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） 空き家バンクの軒数についてお答えいたします。まず、賃貸と売買がございまして、現在は賃貸はございまして、全て売買の物件となっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） 何軒ぐらい、実績を聞いたわけなんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします、申しわけございません。成立軒数ということでござ

いますけども、平成24年度に売買が1軒、平成25年度に売買が2軒、平成26年度が売買が2軒というふうになっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） 制度ができて以来、計5軒実績があったということですが、まだまだ使える空き家があると思うんですね。そういうところも掘り起こして、こういうのは一つの例なんです。高齡で、ひとり暮らしで身寄りもない。市のほうに寄附したいとか、あるいは貸したいという人がいました。そういう案件の場合、ただ口約束で、もし亡くなった場合、どうしようもないんですね。そういうことで本人の意識確認ができるうちに、そういう契約とかできるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（岩瀬義信君） 午後2時5分まで休憩します。

午前1時52分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。空き家バンク上での譲り受けはございません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） わかりました。それでは、次に行きまして、さっき答弁にありました倒壊の危険家屋ということで3軒カウントされているということで、これは住民からの通報だと思うんですが、その後、通知のみをして、その後の返事というか対応はどうなったかお聞きいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。3軒のうち1軒につきましては、1度目の通知では何の反応もございませんでしたので、最近になりまして、もう一度、簡易書留で適正管理をするよう通知しているところでございます。あと、2軒につきましては、通知いたしまして、一部所有者とも接触というか話はできておるんですけども、経済的等の理由によりまして、現在取り壊し等の対応はできないということでありまして。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） 実は、吉尾というところに1軒あるんです、倒壊のおそれがある危険な家屋ということで、依頼がありまして、私、写真を撮りまして、こういう状態です。20メートル以上高い崖の上です。この上に建っているんです。今、よく建てられたなと思うんですが、都市建設課長、建築確認というのはこういう状態でとれるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。こちらは吉尾地区ということでございますので、こちらは急傾斜地崩壊危険区域に指定をされておる区域内と思われまして。そのために、昭和60年近くに、写真に写っているかどうか、急傾斜の事業におきまして吹きつけ工が行われております。勝浦市は建築についての許可の権限はございませんので、そういうもので申請をされたものと思われまして。以上でございます。

- 議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。
- 9番（松崎栄二君） 許可されたとみなして、そうすると、市では課税しなくちゃいけないということで家屋調査はしていると思うんです。そういうことで、税務課長、固定資産税のほうはどうなっているかわかりますか。地番を申し上げますと、吉尾の394と395の高台になっていますけど、課税されているかどうか、確認です。
- 議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。
- 税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。当該物件は固定資産税が課税されております。以上です。
- 議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。
- 9番（松崎栄二君） 課税されている、家屋調査済みということで確認できました。ということは、今、写真で見ましたけど、足元が腐って、いずれ倒壊するであろうという寸前であります。これを地主に3軒ぐらいあって、その1軒は多分この1軒だと思いますが、通知しても返事がないと。この後、風水害で落下して、下の家屋に損害が与えられたということになった場合、その責任は誰が持つんですか、お答えをお願いします。
- 議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。
- 生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。その倒壊物件につきまして、適正な管理をしていないことによって、近隣の家屋等に被害があったならば、そういう補償については所有者のほうに請求していただくということになります。以上です。
- 議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。
- 9番（松崎栄二君） そのとおりですね。勝浦市の条例集の中にありますけど、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例ということで、家屋の管理責任ということは本人にあるということで、こういう危険な家屋に対して市長は指導・勧告できるということで条例に載っております。そういうことで、このまま放置されますと、下の人たちは24時間、本当に寝ても寝られないような状況であります。ぜひとも早急に対策をとっていただきたい。最終的には行政代執行も、今の条例ではできるというふうに書いてあります。先ほど聞いたら、行政代執行なんて、今までやったことはないということなんですが、最初に言ったとおり、もう一歩進んだ管理に関する強化策をとっていただきたいなど、そういうことで今回質問したわけです。
- 前後しますが、税務課長、固定資産税、住宅用地軽減税というのは採用されているんですか、お聞きします。
- 議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。
- 税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回の3軒に対して住宅用地の軽減がかかっているかということでお答えさせていただきます。今回の危険家屋とされた3軒は建物の所在は、勝浦地先、浜勝浦地先、吉尾地先であり、勝浦地先及び浜勝浦地先のものについては小規模住宅用地の軽減措置の対象となっております。また、吉尾地先のものについては軽減措置の対象とはなっておりません。以上です。
- 議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。
- 9番（松崎栄二君） わかりました。そういうことなら、危険家屋ということで取り壊しすることができると思うんです。今、家さえ建っていれば、住宅用地軽減措置がとられるということで、住めないような空き家も軽減措置をとるために壊さない人がいるんです。そういうことで、国

も今後、そういうことを検討していこうということで、新聞に出ていました、秋の臨時国会で提案しようということになっております。

ちょっと読ませてもらいます。「倒壊の危険がある、衛生上非常に有害、景観等周辺環境を損なっている。こういう家屋を特定空き家に指定し、市町村長は危険性があると判断すれば所有者に取り壊しを命ずることができる。一定の猶予期間を過ぎても所有者が応じない場合、市町村による代執行を定める。空き家の所有者を把握するために、市町村長に立入調査や固定資産税の納税者情報を利用できる権限も盛り込んだ」という、そういう法案を、この秋の臨時国会に提出するそうです。市町村長、さらに強化できるということで考えていただきたいと思います。

次は、勝浦荒川線です。今までどおりの計画を変更するというところで、道路の拡幅のほうは、その場合、どうなるのかなということで、どのような内容に変更されるんでしょうか、今までと違った計画変更があるということで教えていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。先ほど市長答弁にもございましたように、計画の見直しを図りたいという意向で見えておりますので、現在のところ、従来の許可の内容となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） では、まだはっきりと変更するというところではないということがわかりました。変更するにしてもしなくても、拡幅だけは、道路の幅を広げていただきたいという要望のほうは継続して考えていただきたいと思います。

この建設の計画が、もし変更になった場合の特別土地保有税はどんなふうになっているのかお聞きいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。先ほど変更という言葉で出ておりますが、一応業者から事前に話があった内容といたしましては、今出ている計画を一旦取り下げ、新たに太陽光発電施設を建設する計画を出し直すというふうに聞いております。今現在、その計画を出すために測量業務、また自然環境等のアセスメントをやって、計画書を提出する準備を行っているふうに聞いております。また、これまでの計画は現所有者が開発をして、開発ができたときには、保有税の徴収猶予をしてありますものが非課税措置に変わりますので、税金はかからない。今度、その土地を第三者に貸して、その第三者が開発するという計画が今出ております。この場合には、一旦課税をして、その後免税されるという免税措置に変わることになります。したがって、今現在、徴収猶予してあります保有税は免税となりますので、実質、かからなくなるということになります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） よくわかりました。ありがとうございます。あと、倒木の件ですけど、2月のときには緊急措置ということで道路を確保しなくちゃいけない、それが先立ちまして市のほうで切ったと思います。私が今言っている予防ということになりますと、道路から山林の中に入っている、いわゆる地主のほう、これは山林の管理者のほうになっていっちゃうんですね。そういうことで、山林の地主のほうにはそういうことは言うてあるんでしょうか、お聞きしま

す。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。ただいまの道路沿線の樹木についてでございますけれども、こちらに関しましては、市のホームページ、また回覧文書におきまして、山林等の所有者に対しまして、道路部分に支障しております樹木の伐採をお願いしております。また、わかる範囲で個別に伐採の要請通知も出しております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） いい答弁です。ありがとうございました。たまたまこの道路の両脇の山林の話なんですけど、各地域にもあるんです。上野地域にもあります。空き家で庭は草ぼうぼう、それがたまに帰ってきて、地主が草刈りやったりしています。ところが、道路側の市道のほうに地主の宅地から3分の2ぐらい木が覆いかぶさって、トンネル状態になっている。それだって地主の人は全然やってくれない。今日、区長が来ているんですけど、区長みずから自分で草刈りやったり木を切ろうとしています。この前、河川といたら市じゃなくて県の関係なんでしょうけど、川の中に生えている木まで視界を確保するために切ってくれました。そういうことで動きのいい区長がいるところはいいんですけど、いずれにしても、うちのほうだけではなくて、ほかの地域にもあります。興津地域にもあるそうです。松野にもあるそうです。そういうことで、地主が協力的でないところは行政がある程度力を発揮して、行政代執行じゃないですけど、それに近いような力を発揮して、それこそきれいで住みよい環境づくりという条例に沿ったようなまちづくりにしていただきたいなと思います。

以上、るる申し上げましたが、要するにこれまでの行政では請求はしないし、行政代執行もやらない。市民ではできないことだから行政に相談しても進まないということで、せっかく猿田市長が一人で一生懸命頑張っても、市民と行政との信頼関係は崩れてしまいます。市長に、サルタミクスと、頼めば困難な問題もスピーディーに解決するということになれば、住んでよかった、選んでよかったということになります。今、国のほうへ法案を提出しようとしているのが、空き家を原因とする火災や倒壊事故を防ぐため、市町村長の命令に所有者が応じない場合、行政がかわって取り壊しなどを行い、費用を所有者に請求できる行政代執行を可能とする法案を秋の臨時国会に、また、税制改正では、空き家を放置する一因となっている固定資産税特例措置を見直す改正案を来年の通常国会に提出する予定だそうです。このほか、国に空き家対策の基本指針や省令の策定を義務づけ、市町村に指針に沿った計画を作成するよう求めるそうです。国土交通省の調査では、全国350以上の市町村でしっかりと行政代執行ができ、費用の請求ができる空き家対策の条例を設けています。

勝浦市民が安心して安全に暮らせる頼れる行政を目指して、空き家・空き地対策条例の見直し策定を強く要望いたしまして、松崎栄二、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩瀬義信君） これをもって松崎栄二議員の一般質問を終わります。

休 会 の 件

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月12日から9月15日までの4日間は、議事の都合等により休会したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。明9月12日から9月15日までの4日間は休会することに決しました。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

9月16日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

午後2時24分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問